

議案第36号

石岡市公民館条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市公民館条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成31年2月26日 提出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

消費税法等の一部改正が、平成31年10月1日から施行されることに伴い、公民館の使用料を改正するため。

石岡市公民館条例の一部を改正する条例

石岡市公民館条例（平成17年石岡市条例第81号）の一部を次のように改正する。

別表第3及び別表第4を次のように改める。

別表第3（第9条関係）

中央公民館及び地区公民館使用料

（単位：円）

区分		9:00～12:00	13:00～17:00	18:00～22:00
中央公民館	大講堂	22,000	28,600	28,600
	会議室 第2講座室	4,950	6,600	6,600
	その他	2,750	3,300	3,300
地区公民館	各室	330	550	770

備考 使用時間がその区分の全時間に満たない場合でも、その区分の使用料とする。

別表第4（第9条関係）

府中地区公民館、東地区公民館、城南地区公民館及び国府地区公民館使用料

（単位：円）

区分	9:00～12:00	13:00～17:00	18:00～22:00
調理実習室	2,200	2,200	2,750
大会議室	3,300	3,300	3,850
小会議室	550	550	770
学習室（和室）	2,200	2,200	2,750
学習室（洋室）	1,100	1,100	1,650
工作室	2,200	2,200	2,750
講堂	3,300	3,300	3,850

備考

- 1 使用時間がその区分の全時間に満たない場合でも、その区分の使用料とする。
- 2 入場料等を徴収して使用する場合は、それぞれの区分の2倍の使用料とする。

- 3 「大会議室」及び「学習室（和室）」を2室にして使用する場合は、
2分の1の額とする。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。